

禁止行為の解除承認に関する要綱

平成元年 4 月 1 日施行

第 1 趣旨

この要綱は、春日井市火災予防条例(昭和 37 年春日井市条例第 16 号。以下「条例」という。)第 23 条第 1 項ただし書の規定による承認の判断基準について定めるものとする。

第 2 禁止行為の分類

- 1 消防長の指定する場所における喫煙
- 2 前項の場所での裸火使用
- 3 第 1 項の場所への火災予防上危険な物品の持込み

第 3 用語の意義

- 1 「消防長の指定する場所」とは、昭和 61 年春日井市消防本部告示第 2 号において指定した場合とする。
- 2 「裸火」とは、炎、火花又は発熱部に露出している火をいう。
- 3 春日井市火災予防条例施行規則(昭和 37 年春日井市規則第 8 号。以下「規則」という。)第 3 条ただし書に規定する「通常携帯する物品で少量のもの」とは、身体の回りに所持するもので、ガスライター、マッチ、懐炉、携帯式スプレー、マニキュアの類をいう。

第 4 承認の基準

- 1 条例第 23 条第 1 項ただし書に規定する「特に必要な場合」とは、おおむね次の表に掲げる場合で、かつ、他の方法又は他の場所では十分な目的が達せられないと認める場合とする。

禁止行為	禁止場所	特に必要な場合
喫	劇場、映画館、演芸場 観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホー	演劇等において喫煙することが重要な演技である場合又は演技の中心をなす場合

	ル、飲食店、旅館、ホテル又は宿泊所の舞台	
煙	百貨店又は物品販売店舗の売場又は通常顧客の出入りする部分、屋内展示場の公衆の出入りする部分、旅館、ホテル又は宿泊所の催物の行われる部分、地下街の売場又は地下道	入場者、利用者等の休憩場所又は商談若しくは接待の場所に喫煙所を設ける必要がある場合
裸	消防長の指定する場所	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に掲げる建築設備についての修繕又は模様替えの工事（以下「工事等」という。）の目的で裸火を使用する必要がある場合
火	劇場、映画館、演芸場観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館、ホテル又は宿泊所の舞台	(1)演劇等において裸火を使用することが重要な役割を演じる場合又は演劇等の中心をなす場合 (2)演劇等の準備のため、裸火を使用する必要がある場合
使 用	百貨店又は物品販売店舗の売場又は通常顧客の出入りする部分、屋内展示場の公衆の出入りする部分、旅館、ホテル又は宿泊所の催物の行われる部分、地下街の売場又は地下道	食料品その他の物品を販売する場合において裸火を使用して煮沸、焼き上げ、加工、修理等をする必要がある場合

火災予防上危険な物品の持込み	消防長の指定する場所	工事等の目的でこれに必要な塗料、溶剤等を持込む場合
	劇場、映画館、演芸場 観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館、ホテル又は宿泊所の舞台	(1) 演劇等において危険な物品を持込むことが重要な役割を演じる場合又は演劇等の中心をなす場合 (2) 演劇等の準備のため、危険な物品を持込む必要がある場合
	百貨店又は物品販売店舗の売場又は通常顧客の出入りする部分、屋内展示場の公衆の出入りする部分、旅館、ホテル又は宿泊所の催物の行われる部分、地下街の売場又は地下道	(1) 医薬品、食料品、化粧品、家庭用塗料又は溶剤工作用接着剤、スポーツ用品、レジャー用品の類を販売し、又は展示する目的で持込む場合 (2) 食料品の煮揚、加工等を行い、実演販売する目的で持込む場合 (3) 燃料タンク等に危険物が内蔵された展示用機械又は車両を販売し、又は展示する目的で持込む場合 (4) 物品の加工、補修等の目的で持込む場合

2 条例第23条第1項ただし書に規定する「火災予防上支障がない」ときとは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該区分に定める表に定める個別及び共通の欄の要件を満たしたときとする。

(1) 喫煙

禁止場所	個別	共通
劇場、映画館、演芸場観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館、ホテル又は宿泊所の舞台	(1) 幕類、大道具等が防炎処理されていること。 (2) 吸い殻容器を設けること。(不燃性容器水入りを含む。)	(1) 不要な可燃物と離隔されていること。 (2) 消火器又は水バケツが附加設置されていること。 (3) その他火災予防上必

	<p>(3) 危険物品の持込がないこと。</p> <p>(4) 防火管理者等により警戒又は直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。</p>	<p>要な措置が講じられていること。</p>
<p>百貨店又は物品販売店舗の売場又は通常顧客の出入りする部分、屋内展示場の公衆の出入りする部分、旅館、ホテル又は宿泊所の催物の行われる部分、地下街の売場又は地下道</p>	<p>(1) 接客喫煙所（商談又は接客を行う目的で設けられる喫煙所をいう。）にあつては、次によること。</p> <p>ア 入場者、利用者等の避難上又は通行上支障がなく、かつ、火災予防上必要な点検、整理及び清掃されていること。</p> <p>イ 吸い殻容器は、容易に転倒しないもので、水入りとすること。</p> <p>ウ 吸い殻容器の位置は、危険物品の持込み場所から10メートル以上離し、かつ、可燃物（商品、包装材料等）から2メートル以上離すこと。ただし、可燃物からの距離が確保できない場合は高さ1.2メートル以上の準不燃</p>	

材料以上の遮へい物
(以下この表において
「遮へい物」という。)
で区切ること。

エ 床にじゅうたん等を
敷く場合は、防災性能
を有するものであるこ
と。

(2) 休憩喫煙所(入場者、
利用者等の休憩用とし
て設けられる喫煙所を
いう。)にあつては、前
号アの規定によるほか
次によること。

ア 一面以上が主要避難
通路に面しているこ
と。

イ 区域は、床の色彩を
変え又は幅10センチメ
ートル以上の線によつ
て明確に区分されてい
ること。ただし、遮へ
い物又は通路の側線が
区域境界となる場合
は、この限りでない。

ウ 吸い殻容器の位置
は、区域境界線から50
センチメートル以上内
側であること。ただし、
遮へい物に面する側

	<p>は、この限りでない。</p> <p>エ 吸い殻容器は、容易に転倒しない不燃性スタンド式とし、水入りとすること。</p> <p>オ 椅子、テーブル等必要なもの以外は置かないこと。</p>	
--	---	--

備考

- 1 観覧場の客席については、喫煙行為の解除承認を行わないことを原則とする。ただし、演劇、スポーツ、集会等の内容により、公衆に喫煙行為を禁止することができないものにあつては、消火器又は水バケツを附加設置し、承認するものとする。
- 2 会議及び社交行事を主として行うための客席については、当該客席は禁止場所とはみなさないこと。
- 3 仮設飲食店、試食コーナー等が設けられ、当該部分において喫煙をさせる場合は、これらの全体を休憩喫煙所のアからエにより承認するものとする。ただし、吸い殻容器については、接客喫煙所のイを準用することができる。

(2) 裸火の使用

禁止場所	個 別	共 通
消防長の指定する場所 (工事等の目的で使用する場合)	(1) 工事場所と他の部分とが難燃材料以上で区画され、関係者以外の者が容易に入れない措置が講じられていること。	(1) ガス類で火炎を有するものは、容易に補給路を遮断できる構造であること。 (2) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
劇場、映画館、演芸場 観覧場、公会堂、集会	(1) 危険物品の持込みがされていないこと。	

<p>場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館、ホテル又は宿泊所の舞台</p>	<p>(2) 電気器具は、定格消費電力が2キロワット以下で電源配線は適正な施工がされており、コンセント等においては、許容範囲内で使用すること。</p> <p>(3) 火花を発するものは、飛散距離が2メートル以内であること。</p> <p>(4) 火炎を有するものは、炎が著しく伸張し、又は拡大しないこと。 (火炎の長さはおおむね30センチメートル以内であること。)</p> <p>(5) 幕類、大道具等が防炎処理されていること。</p>	<p>(3) 入場者、利用者等の避難上又は通行上支障がないこと。</p> <p>(4) 不要な可燃物から隔離され、可燃物の転倒又は落下等のおそれのないこと。</p> <p>(5) 消火器（2能力単位以上）が附加設置されていること。</p> <p>(6) 防火管理者等により警戒又は直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。</p> <p>(7) その他火災予防上必要な措置が講じられていること。</p>
<p>百貨店又は物品販売店舗の売場又は通常顧客の出入りする部分</p>	<p>(1) スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備が設けられていること。ただし、これらの設備が設置されていないものにあつては、火気使用場所を階ごとに集中させ（裸火使用が連続的に複数ある場合は、その1団を1とみなす。）その床面積が階ご</p>	<p>(1) 入場者、利用者等の避難上又は通行上支障がなく、かつ、火災予防上必要な点検、整理及び清掃されていること。</p> <p>(2) 防火管理者等により警戒又は直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。</p> <p>(3) 消火器（2能力単位</p>

	<p>との売場面積の 20 分の 1 以下で、かつ、300 平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 火気を使用する設備又は器具の熱源は、電気又は気体燃料とし、次に定めるところによること。</p> <p>ア 電気を使用する火気使用設備の配線は適正な施工がされており、コンセント等においては許容範囲内で使用すること。</p> <p>イ ガスを使用するものにあつては、ガス漏れ警報器が設置され、容器にガス補給路を遮断できる構造であること。</p>	<p>以上) が附加設置されていること。</p> <p>(4) 危険物品の持込み場所から 10 メートル以上離れていること。ただし、不燃材によって区画された場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 階段、避難口及び避難器具から水平距離 5 メートル以上離れていること。ただし、不燃材によって区画された場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 可燃物の周囲から 2 メートル以上離し、可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。ただし、可燃物からの距離が確保できない場合は、不燃材の遮へいがされていること。</p>
<p>屋内展示場の公衆の出入りする部分</p>	<p>火気使用場所は階ごとに集中させること。</p>	
<p>旅館、ホテル又は宿泊所の催物の行われる部分、地下街の売場又は地下道</p>	<p>(1) 火気使用場所は階ごとに集中させること。</p> <p>(2) 共通(5)から(8)を除く。</p>	<p>(7) 電気を熱源とする設備器具は、使用電圧が 300 ボルト以下、定格消費電力が 10 キロワット以下であること。</p> <p>(8) 気体燃料を使用する施設又は器具の消費量</p>

		<p>は1個につき 60,000 Kcal/h 未満、かつ、総消費量が 150,000 Kcal/h 未満であること。</p> <p>(9) その他火災予防上必要な措置が講じられていること。</p>
--	--	---

備考

- 1 観覧場、公会堂又は集会場の客席については、裸火の使用の解除承認を行わないことを原則とする。ただし、宗教的行事、儀式（修了式、卒業式等）又は社交的行事（ディナーパーティー等）において社会通念上これを禁止することができないものにあつては、この限りでない。
- 2 百貨店における展示場部分は、百貨店の売場部分とみなすこと。
- 3 裸火の使用と危険物品の持込みが一体とならなければ業務等を行うことができないものにあつては、危険度の高いものによって判断し、いずれかの禁止行為の解除承認を行うものとする。

(3) 火災予防上危険な物品の持込み

禁止場所	個 別	共 通
劇場、映画館、演芸場 観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館、ホテル又は宿泊所の舞台	<p>(1) 幕類、大道具等が防災処理されていること。</p> <p>(2) 煙霧発生機器で引火性物品を使用するものは、引火に対して保安距離を十分確保すること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器はガス総重量が5キログラム未満であること。（高圧ガス取締法の適要を除外される液化ガス以</p>	<p>(1) 火気使用場所から10メートル以上離れていること。</p> <p>(2) 保管する場合は他の物品と混在しないよう不燃性の収納庫に入れ他の物品より離し、関係者の管理下に置くこと。</p> <p>(3) 不要な可燃物から隔離され可燃物の転倒又</p>

	<p>外のもの（解除承認することができない。）</p> <p>(4) 火薬類の原料をなす火薬量又は爆薬の量により1回の使用につき次の個数未満であること。</p> <p>ア 0.1グラム以下は無制限</p> <p>イ 0.1グラムを超え15グラム以下は50個</p> <p>ウ 15グラムを超え30グラム以下は30個</p> <p>エ 30グラムを超え50グラム以下は5個</p> <p>(5) 危険物品の持込みについてはその特性、性能等が明確であり、その使用にあたっては必要最小限であること。</p>	<p>は落下等の恐れがないこと。</p> <p>(4) 消火器（2能力単位以上）が附加設置されていること。</p> <p>(5) 入場者、利用者等の避難上又は通行上支障がないこと。</p> <p>(6) 防火管理者等により警戒又は直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。</p> <p>(7) 危険物は、消防法（昭和23年法律第18号）別表に定める指定数量の5分の1未満であること。</p> <p>(8) 準危険物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第2に定める指定数量の5倍未満であること。</p>
<p>百貨店又は物品販売店舗の売場又は通常顧客の出入りする部分、屋内展示場の公衆の出入りする部分、旅館、ホテル又は宿泊所の催物の行われる部分、地下街の売場又は地下道</p>	<p>(1) 可燃性ガス容器は、ガス総重量が10キログラム未満に相当する個数であること。</p> <p>(2) がん具用煙火は箱入り又は袋入りとし、薬量5キログラム未満とする。</p> <p>(3) 販売し、又は展示する場合は、ショーウインド</p>	<p>(9) マッチについては、10キログラム未満であること。</p> <p>(10) その他火災予防上必要な措置が講じられていること。</p>

	<p>一（がん具用煙火にあつては、専用の網入りガラスケースに限る。以下同じ。）棚等の中に入れ入場者、利用者等が直接手を触れない措置が講じられていること。ただし、従業員によって常時監視されている場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 燃料タンク等に危険物が内蔵された展示用機械又は車両にあつては周囲3メートル以上の空間が確保されていること。</p> <p>(5) クラッカー（煙火製造許可を受けた業者が製造したもの。）を販売する場合は、1,000個未満とすること。</p>	
<p>消防長の指定する場所（工事等の目的で持込む場合）</p>	<p>工事場所と他の部分とが難燃材以上で区画され、関係者以外の者が容易に入れない措置が講じられていること。</p>	

第5 基準の特例

第4により処理しがたい場合は、その都度消防本部予防課長と協議するものとする。

第6 承認期間

- 1 演劇、演芸、実演、展示、工事等で、臨時的なものについては、その実施上又は施工上必要であると消防長が認めた期間とする。
- 2 百貨店等における喫煙所の設置、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みで常設的なものについては、1年とする。ただし、その後事情（申請書において承認を申請する行為欄、承認申請する行為をしようとする場所の状況欄及び消防用設備の概要欄に記載される内容をいう。以下同じ。）の変更のないものについては、添付図面を省略して1年ごとに申請を承認することができる。

第7 承認の手続

- 1 禁止行為の解除に関する承認の手続は、常設的なものにあつては防火対象物全体を一括して行い、臨時的なものにあつては個別にそれぞれ禁止行為の解除ごとに行わせるものとする。
- 2 事情を変更しようとするときは、個々に行わせるものとする。

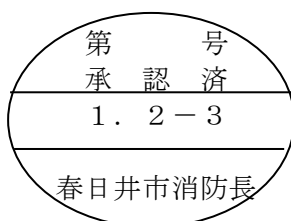
第8 申請書の承認

- 1 規則第3条第2項の禁止行為解除承認申請書の提出があつた場合は、受付印を押印し、禁止行為解除承認申請処理簿（第1号様式）に記載するとともに、申請内容の審査及び現地調査を行い承認するものとする。
- 2 前項の調査結果に基づき承認する場合は、禁止行為解除承認申請書の一通の経過欄に承認済印（第2号様式）を押印し、申請者に交付するものとする。

第9 承認済証の表示

承認を受けたものについては、承認済であることを明らかにするため、申請者に承認済証（第3号様式）を作成させ、承認場所の見やすい位置に表示されるものとする。ただし、承認を受けた喫煙所にあつては、条例第23条第3項により喫煙所の表示をもってこれに代えることができる。

第2号様式



第3号様式

		年	月	日	
春日井市消防本部		承認	第	号	
禁煙・裸火・危険な物品の持込み					承認済
(品名	数量)			
			年	月	日
	承認期間				
			年	月	日

5 cm以上

10 cm以上

- (注) 1 地は白色、文字は黒色とする。
2 危険な物品の持込みについては、()内に品名及び数量を記載すること。
3 承認期間の満了したものは、事情の変更のない限り書き替えること。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。